

令和5年7月吉日

お客様各位

山梨信用金庫

## タブレット端末を使用した「電子サイン」導入のお知らせ

当金庫では、営業担当がお客さまから現金や通帳・証書等をお預かりする際およびお届けする際の手続きを明確にするため、令和5年8月4日（金）より、順次タブレット端末を使用した「電子サイン」の運用を開始し、従来、営業担当が現金や通帳・証書等をお預かりする際にお渡ししていた「お受取書」「受取書」に替えて、お取引内容をお客様にご確認いただいたうえで、「電子サイン」にお客様の署名をいただくことといたしましたので、お知らせいたします。

### 1. お客様から現金・通帳・証書・書類等をお預かりする際の手続きについて

- ・お預かりの際に、お預かり内容をご確認いただき、「電子サイン」にお客様のご署名をいただきます。
- ・「電子サイン」にご署名いただいた場合は、「お取扱票」「受取書」の発行はいたしません。  
※ 「お取扱票」「受取書」の発行によるお取引をご希望される場合は、「電子サイン」に署名いただく前にお申し付けください。
- ・定期積金の現金掛込においては、証書への領収印の押印が授受の証明となりますので、「電子サイン」等の手続きはございません。回次と掛込月をご確認ください。
- ・「電子サイン」はお預かりしたものをお客さまにご確認いただいたうえで、お客様ご自身の署名をもってお預かりした事の証明といたしますので、ご安心してお取引下さい。

### 2. お客様へ通帳・証書・書類等をお届けする際の手続きについて

- ・お届けの際に、お受け取りいただくものをご確認いただき、「電子サイン」にお客様のご署名をいただきます。  
※ 現金をお届けする際には、ご署名、ご捺印をいただきます。

山梨信用金庫では、現金や証書をお預かりする際に、「電子サイン」への署名、所定の「お取扱票」「受取書」以外のもの（名刺やメモ等）をお渡しすることは、絶対にありません。

「電子サイン」もしくは「お取扱票」「受取書」の利用について、ご不明・ご不審な点がございましたら下記へのご連絡をお願いいたします。

連絡窓口：お客様相談室：フリーダイヤル 0120-454-585